



# 村民待望の「刈谷田荘」が完成

11月18日からオープン

なお、利用の方法等についてお知らせしますが、前号によつてお申込書を提出してください。また、バスを利用しておいでになる方は、中之島学校前で下車して、刈谷田荘の事務所にお申込みください。(申込みは一定の申込書、または電話でも受けます)

△ 集会室(床の間付)	二四帖
△ 教養娯楽室(ステージ付)	二八帖
△ 休養室(三室)	六帖
△ 浴室(超音波風呂)	八帖
△ 湯沸室	二室
△ カラーテレビ	一室
△ ステレオ	二台
△ 自動マッサージ器	二台



休 養 室（竣工式より）



#### 教養娯楽室(竣工式より)

## 斎藤現村長が再選

投票率 9·6、十七

10月28日執行の選挙結果

村政始まって以来の激戦となつた、村長選挙と、同時執行の村議会議員の補欠選挙は、去る十月二十八日投票、即日開票の結果、村長には現村長の斎藤恭三氏が、他の二名を大きく引きはなし再選され、今後四年間の村政を担当されることになった。また同時に行われた村議会議員選挙には、西沢角市<sup>(3)</sup>、鈴木安一<sup>(4)</sup>の両氏が当選された。

A black and white oval-shaped portrait of a man with white hair, wearing a dark suit, white shirt, and a patterned tie. He has a serious expression and is looking slightly to his left.

十月二十八日（日）執行の村長選挙と同時に行われた村議補選については、去る十月二十一日告示され、村長選については、村政始まって以来の三名の候補者の届出があり、投票日前日まで激しい戦いとなつた。また村議補選についても、定員二名のところ三名の立候補者の届出があった。

投票日は、去る十月二十八日（日）に行われ、朝からの雨もようで出足が心配されておりましたが、四年間の村政をになりましたが、わらの代表を選ぼうと言ふことから、朝から出だしが好調で最終投票率は九十二・六六パーセントとなつた。

開票は、即日で夜七時三十分から公民館講堂で行われましたのが、一番身近な選挙とあって、参観者席は満員となり、マド越しにもかなりの人がきができ

## 小学校統合問題など早期実現

## 高速時代に促した村政を

この期満了に伴う村長選挙において、皆さまの温いご支援によりまして再度当選させていただきましたことは、私はとりの上な

任期満了に伴う伴う村長選挙、現齊藤村長が二選され、今後四年間村政を担当され、早期実現、用水改良事業の促進を重点政策の柱として、高速度で行くことを明らかにされました。き光栄であると同時に、村民各位のお寄せくださった信頼にこたえる責任の重大さを痛感しています。また、新たな決意をもつて、二期目ということもあります。

にあたり、小学校の統合問題の  
農協合併の早期実現など三点  
代に対応した村造りを推進して  
いた。十月二十八日(日)執行さ  
たい決意であります。特に永年  
の懸案でもある、小学校統合に  
ついても、議会も特別委員会で  
検討しておりますが、私は来年  
度は用地買収に着手し、五十年  
度には校舎の建設に着手すべく  
積極的に取り組む覚悟で皆さん  
のご信頼に、おこたえしたいと  
念願しております。つきましては、  
は、今後ともお気づきの点につ  
きましては、どうぞご遠慮なく  
助言をいただくとともに、皆さ  
んの村長として、どんどんお引  
き回し下さいますよう重ねてお  
願い申し上げます。いさか今  
後の抱負と、よりいっそうのご  
支援をお願い申し上げまして、  
これからのお四ヶ年間の村政を執  
行してまいりたいと思います。

第六	第七	第八	合計
一、二二一	三三二	四六二	九二四
三、〇三一	三四六	五六五	一、一八五
西沢角市	鈴木安一	樋山正作	新
新	新	新	新
【投票者数】			
当	村長選挙	村議補選	計
三、九九二	一、六八二	一、六七六	七、三三六
斎藤恭三	鈴木正二	佐々木佐敏新	七、三四二
現	新		七、二五〇
【開票の結果】			
当	村長選挙	村議補選	投票総数
一、六七五	二、六七五	一、六七五	七、三三六
樋山正作	新	新	七、〇五二
新	新	新	二八四
【当日の有権者数】			
第一投票区	第二投票区	第三投票区	第四投票区
一、五四三	一、一三六	一、八八四	一、二二一
第五	第六	第七	第八



## 改善されたおもな内容

	改正前	改正後
老齢福祉年金	39,600円 (月額 3,300円)	60,000円 (月額 5,000円)
障害福祉年金	60,000円 (月額 5,000円)	90,000円 (月額 7,500円)
母子福祉年金	51,600円 (月額 4,300円) <small>子が2人以上のときは、2人目から1人につき4,800円加算</small>	78,000円 (月額 6,500円) <small>子が2人以上のときは、2人目から1人につき4,800円加算(昭和49年1月からそのうち1人については9,600円加算)</small>
準母子福祉年金	母子福祉年金に準ずる	母子福祉年金に準ずる

福祉年金は、国民年金に加入したけれども、加入期間が短かかったために一定の期間保険料を納める前に、老令・障害・死亡といった事態にあった人や、昭和三十六年に国民年金が発足した当時、すでにそういう状態になっていた人に対して、全額国庫負担で支給される年金制度です。この福祉年金の額も、今回の中止で、十月一日から、次のように大巾に年金額が引き上げられました。



## 老齢福祉年金が月額五千円に

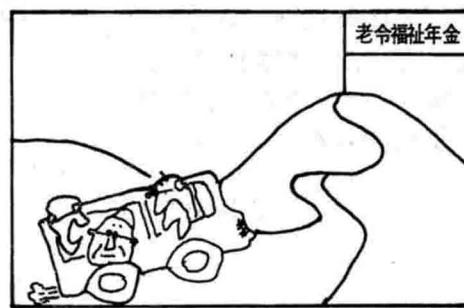
## (所得制限が大巾に緩和)

本人の場合43万円に

福祉年金は、年金を受ける本人や配偶者、または、扶養義務者の前年の所得が、扶養親族等の数に応じて、一定の額をこえると支給がさしとめられることになっていますが、今回の改正によってその限定額が次のように緩和されました。

項目	実施時期	現行	改善の内容		
1.所得制限の緩和			扶養親族	受給権者(老障)	母子・準母子
(1)本人所得制限限度額の引上げ		(扶養親族0人)	所得制限限度額	扶養義務者(配偶者を含む)	所得制限限度額
ア.老令・障害福祉年金	48.5	380,000円	0人	430,000	1,284,700
イ.母子・準母子福祉年金		1,750,750円	1人	520,000	1,424,700
(2)扶養義務者(配偶者含む)		(扶養親族5人)	2人	660,000	1,564,700
所得制限限度額		2,138,625円	3人	800,000	1,704,700
		5人	4人	940,000	1,844,700
		5人	5人	1,080,000	1,984,700
◎特例(70才以上の人)			5人	5人	5,550,000
扶養親族が2人以上いる場合その中に所得税法で定める老人扶養親族がいる場合にはその老人扶養親族1人につき2万円を加算する。ただし老人扶養親族のみの場合にはそのうち1人を除いた老人扶養親族1人について2万円を加算する。					
◎新得制限限度額表の扶養義務者、母子・準母子の額は社会保険料控除額8万円を含めた額である。					
2.恩給等の併給制限の緩和	48.10	限度額60,000円	限度額100,000円		
普通恩給戦争公務扶助料		中尉以下全額支給	大尉以下全額支給		

明治三十九年四月一日以前に生まれた方は、国民年金発足当時、制度への途がとざされており、七十才になるまで、どちらも年金を受けることができない、いわゆる年金の「谷間」にあつたわけですが、今回の改正により新しく「老令特別給付金」が支給されることになりました。ただし、この特別給付金は、老令福祉年金をもらえるように



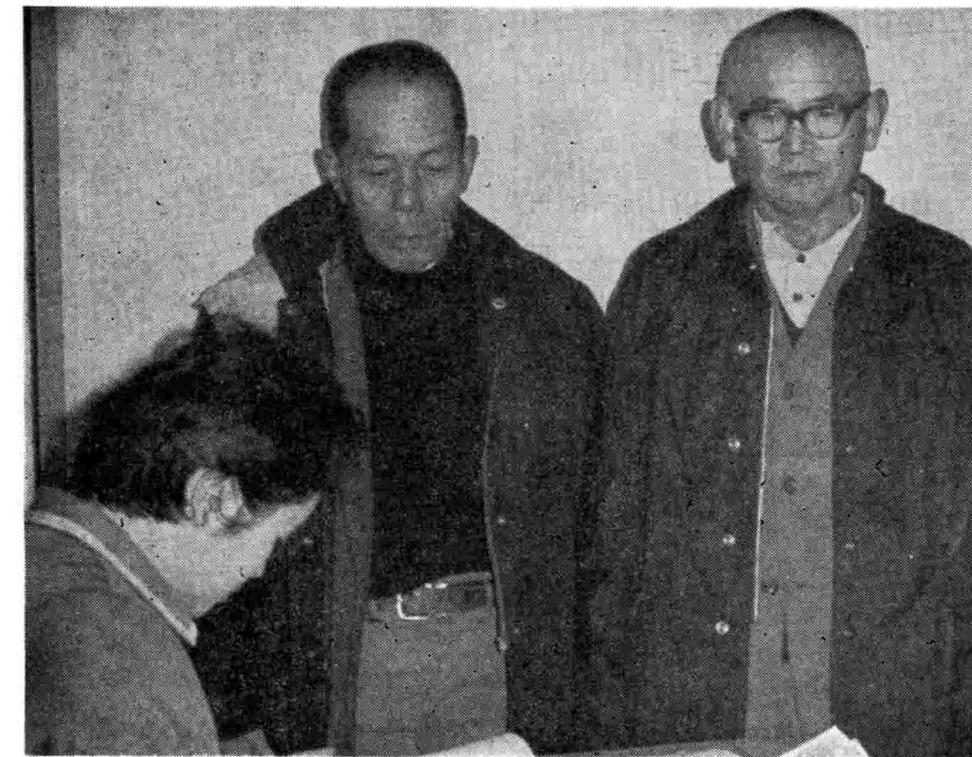
## 特別給付金月額四千円支給

## 谷間の年齢層に

# 広報なかのしま

南蒲原郡中之島村役場

## 年金法が大巾に改正



## 物価変動に応じたスライド制を採用

わが国における国民福祉の充実、なかでも老後の所得保障の中核となる、公的年金制度の飛躍的改善については、国民各層から広く望まれていたが、このたび国民年金法の改正が、去る九月十八日の国会で可決され、来年一月から一部適用されることになりました。

この国民年金制度について、昭和十四年の改正によっていわゆる「二万円年金」の実現をみたところであるが、近年ににおける核家族化の進行と扶養意識の変化は、わが国における老人をとりまく環境に著しい影響を与えており、老人が安心して老後を送ることができるように、国民福祉の基礎ともいいうべき老人対策の確立が望まれていた。なかでも、老後保障の柱となる年金制度に対する国民の期待は、各世代を通じてかつてないほど高まりを見せてきた。

このような年金制度に対する国民の期待に応えるために、昭和五十年および昭和四十九年度に予定していた財政計算期を、昭和四八年度に繰り上げ、年金制度の改善を行うこととし、年金水準を大巾に引き上げ、物価変動に応じた年金額の自動的改定措置がなされ、いわゆる「スライド制」の導入を取り入れたことが大きな改善の柱となっています。

## 年号特別号

## あなたの年金額は……

国民年金法が今回大改訂され、年金額の引上げ、スライド制の導入などといわれているが、自分の年金額は、いったいどれくらいになるのか、下表にかかげましたので参考してください。

### 年金受給額

生年月日	定額分		附加年金分		年金額(年間受給額)	
	年数	年数	定額分	附加年金分	合計	
明治39年4月1日	10年	0.6	150,000	1,200	151,200	
明治44年4月1日						
" 45. 4. 1前	11	1.6	156,000	3,600	159,600	
大正2. 4. 1"	12	2.6	162,000	6,000	168,000	
" 3. 4. 1"	13	3.6	168,000	8,400	176,400	
" 4. 4. 1"	14	4.6	17,4000	10,800	184,800	
" 5. 4. 1"	15	5.6	180,000	13,200	193,200	
" 6. 4. 1"	16	6.6	186,000	15,600	201,600	
" 7. 4. 1"	17	7.6	192,000	18,000	210,000	
" 8. 4. 1"	18	8.6	198,000	20,400	218,400	
" 9. 4. 1"	19	9.6	204,000	22,800	226,800	
" 10. 4. 1"	20	10.6	210,000	25,200	235,200	
" 11. 4. 1"	21	11.6	216,000	27,600	243,600	
" 12. 4. 1"	22	12.6	222,000	30,000	252,000	
" 13. 4. 1"	23	13.6	228,000	32,400	260,400	
" 14. 4. 1"	24	14.6	234,000	34,800	268,800	
" 15. 4. 1"	25	15.6	240,000	37,200	277,200	
昭和2. 4. 1"	26	16.6	249,600	39,600	289,200	
" 3. 4. 1"	27	17.6	259,200	42,000	301,200	
" 4. 4. 1"	28	18.6	268,800	44,400	313,200	
" 5. 4. 1"	29	19.6	278,400	46,800	325,200	
" 6. 4. 1"	30	20.6	288,000	49,200	337,200	

定額については、昭和36年4月から納付始めている。

附加年金については、昭和45年10月から納付始める。

定額分年金額 800円×納付月数

附加年金額 200円×納付月数

10年納付者の場合(120月×800円)+(300月-120月)  
(96,000円) (54,000円)  
×300}=150,000

### 時効になった保険料の特別納入について

保険料未納のまま2年過ぎると時効によって認められなくなります。長い間保険料を納めないと、納付期間が不足して将来年金を受けることができなくなります。そこで、このような人が年金から取り残されることのないよう、今回の改正によって一定期間に限り納入が認められるようになりました。

- 保険料 未納期間1ヶ月900円。
- 納期限 昭和50年12月31日まで。

基本的に25年以上加入した人が、六十五歳に達したとき支給されます。支給される年金の額は、国民年金では保険料が免除される制度があります。保険料を納めた期間と免除された期間に分けて計算されで年金が計算されています。

### 老齢年金

夫婦で50,000円の年金が確立

### 月額900円の掛金で

今回の改正によって、この一ヶ月当たりの額が八百円に引き上げられました。

この改正によって、保険料を二十五年納めた人の老令年金は、月額二万円になり、また、普通の保険料のほかに、附加年金の保険料二十五年間納めておられた方については、月額五千円の附加金が加算され、合計二万五千円の年金が支給される。また、夫婦が同条件であれば合せて五万円の年金が支給されます。



項目	現行	改正後
老保険料25年かけて	定320円×300月=96,000円 (月額8,000円)	定800円×300月=240,000円 (月額20,000円)
年5年々金	180円×300月=54,000円 (月額4,500円)	200円×300月=60,000円 (月額5,000円)
金10年々金	30,000円(月額2,500円)	96,000円(月額8,000円)
通算老令年金	320円×年数	明治44.4.1以前生 1,200円×年数 明治44.4.2以降生 800円×年数
障害年金	1級 132,000円(月額11,000円)	300,000円(月額25,000円)
	2級 105,600円(月額8,800円)	240,000円(月額20,000円)
母子・准母子年金	100,800円(月額8,400円) 子が2人以上のときは第2子から1人につき4,800円加算	240,000円(月額20,000円) 子が2人以上のときは第2子から9,600円第3子から4,800円
死亡一時金	10,000円~52,000円 " 納付済3年-10年未満10,000 納付済10年-15年未満14,000	17,000円~52,000円 " 納付済3年-15年未満

国民年金発足当時十年年金に加入しなかった人、または、昭和四十五年に開かれた五年年金に加入の機会を失った人のために、今回の改正によって、もう一度加入の機会がもうけられました。

○ 再加入できる人  
明治三十九年4月2日から明治四十四年4月1日までに生れた人。  
○ 再加入の申出期間  
本年十月から昭和四十九年三月三十日まで。(該当者は住民福祉課に申し出てください)

（注）保険料がさかのぼって納めることになりますが、二年後も昭和五十年に、この年金が受けられるたいへん有利な制度です。

1、他の公的年金の被保険者または組合員。

2、国民年金法による老令、通算老令年金を受けることのできる人、または、その期間を満たしている人。

3、他の公的年金制度から通算、退職年金を受けることができる人、または、その期間を満たしている人。

### あなたも有利な五年年金を再加入の申出十月一日から

から十二年しか経過していないため、保険料を二十五年間納付した老令年金はまだでていません。そのため、今回の改正では、十年年金、五年年金に重点的に国庫負担等をふやし、厚みのある

年金の実現がはかられました。特に十年年金では一挙に二・五倍に引き上げ月額一万二千五百円が支給され、昭和四十九年一月からそれぞれ適用されます。